

金融機関向けIFRS最新情報

2014年4月の動向_リリース



————— 2014年4月23日 IASB/FASB合同会議 —————

リース - IASB/FASBは再審議を継続

記：2014年4月25日

概要

- 2014年4月23日の合同会議において、IASB/FASBは、リース会計基準の改訂に関する再審議を継続
- 両審議会は、以下の点について議論した
 - (1) リースの条件変更
 - (2) 契約の結合
 - (3) 変動リース料(実質的な固定支払を含む)
 - (4) リース資産及びリース負債の計算に使用する割引率
- 合同会議における暫定決定の概要は次のとおり

次のステップ

- 2014年5月の合同会議において、両審議会は、リース・プロジェクトに係る以下の項目について議論を行う予定
 - (1) リースの定義
 - (2) リース及び非リースの構成部分の区分
 - (3) 当初直接コスト
 - (4) リース・インセンティブ

リースの条件変更

概要

- 両審議会は、リースの条件変更を「当初のリースの契約条件の一部ではなかったリースの契約条件の変更」と定義することを暫定合意した。その判断を行うにあたり、企業は、「記載された変更のみではなく、変更された契約全体の実質を考慮する」

借手及び貸手

- 借手及び貸手は、リースの条件変更が、(1)「借手に追加的な使用权資産を認め」、かつ、(2)追加的な使用权資産を(その特定の契約と関連する)「単独の価格と釣合」ように価格付けする場合には、リースの条件変更を当初のリースと別個の新たなリースとして会計処理する

借手

- 借手はリースの条件変更が、新たなリースではない場合、以下のように会計処理する
 - (1)当初のリースの範囲を拡大する変更、又は、(2)リースの対価の変更のみをもたらす条件変更のいずれかについては、借手は、リース負債を修正するために、更新後のリース料及び割引率を使用し、新たなリース負債と元のリース負債の差額使用权資産の修正として認識する
 - 当初のリース契約の範囲を減少させる変更については、借手は、改定されたリース料と更新後の割引率を使用してリース負債を修正し、使用权資産の比例する金額について認識を中止し、純損益を通じて差額を利得又は損失として認識する

貸手

- 貸手はリースの条件変更が、新たなリースではない場合、以下のように会計処理する
 - タイプAのリースの条件変更については、貸手は、リース債権の変動の会計処理方法を決定するために、IFRSはIFRS第9号「金融商品」、米国会計基準はASCトピック310「債権」の指針を使用する
 - タイプBのリースの条件変更については、貸手は、変更されたリースを新たなリースとして会計処理する。当初のリースに関連する前受又は未収の賃貸料は、新たなリースにおけるリース料とみなされる

契約の結合

概要

- 両審議会は、「同時又はほぼ同時に同じ相手と締結された複数の契約」が、次のいずれかの条件に合致する場合には、新たなリース会計基準のもとで、それらの契約を結合することを暫定合意した
 - (1) 「契約が単一の商業的目的をもってパッケージとして交渉されている」
 - (2) 「1つの契約に対して支払われる対価の金額が他の契約の価格又は履行に左右される」
- この指針は今後公表される収益認識の基準の要求事項と整合している

変動リース料

概要

- 両審議会は、以下について再確認した(2013年5月のEDにおける要求事項)
 - 変動リース料のうち指数又は率に応じて決まるもののみを、(リースの開始時の水準の指数又は率を使用して)リース資産及びリース負債の当初測定に含める
 - 資産の使用又は業績に基づく変動リース料をリース負債(借手の場合)又はリース債権(貸手の場合)の測定に含めず、これらは発生した期間に損益計算書において認識する
- 両審議会は、指数又は率に基づく変動リース料をリース料の当初測定に含めることは合意したが、それらのリース料の事後測定の方法については合意しなかった
 - IASBは、FASBが合意した下記の見直し要因に追加して、指数又は率の変化によって契約上のキャッシュ・フローが変化した場合にもリース料の見直しを要求する、アジェンダ・ペーパー3B/278のアプローチ2を支持した
 - FASBは、他の理由により、リース負債を見直す場合(例えば、リース期間を見直す場合、借手が購入オプションを行使することが合理的に確実となった場合)にのみ変動リース料の見直しを行うとするスタッフ提案(アジェンダ・ペーパー3B/278にアプローチ3として記載)を支持した
- 両審議会は、貸手は指数又は率に基づく変動リース料の再測定を行わないことを暫定合意した

実質的な固定支払

概要

- 両審議会は、以下について暫定合意した
 - 実質的な固定支払をリース料とみなし、リース資産及びリース負債の計算に含める原則の維持
 - 新たな会計基準のもとで一部の変動リース料を実質的な固定支払とみなすことは、現行の実務とも整合していることを示す記載を結論の根拠に含める
- 両審議会は、実質的な固定支払であるリース料の概念を説明する追加的な設例を、最終的な会計基準に含めるか否かについては、合意に至らなかった。
 - 一部の審議会メンバーは、より多くの適用指針を含め、設例は限定することを望んだ
 - 他のメンバーは、(1)設例と適用指針の組合せ又は(2)追加的な設例のみとすることを選好した

割引率

概要

- 両審議会は、2013年EDの割引率の定義について限定的な変更を行うことを暫定合意した。それには、以下の3つの変更が含まれる
 - (EDで使用されている) 貸手が借手に課す利率(the rate the lessor charges the lessee)をリースの計算利率(the rate implicit in the lease)とする
 - 貸手の当初直接コストをリースの計算利率の計算に含めることを要求する
 - 「追加借入利率」の定義における「価値(value)」の用語における両審議会の使用が、使用権資産の原価を指していることを明確化する
- 両審議会は、割引率の事後の見直しについて、以下のとおり暫定合意した
 - 借手は、リースの条件変更の場合、又は(1)リース期間又は(2)借手による原資産の購入オプションの行使が合理的に確実か否かの評価の変更があった場合にのみ、割引率の見直しが要求される
 - 貸手に使用する割引率の事後の見直しを要求しない

Deloitte. トーマツ.

トーマツグループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング株式会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社および税理士法人トーマツを含む)の総称です。トーマツグループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,300名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマツグループWebサイト(www.tohmatsu.com)をご覧ください。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約200,000名を超える人材は、“standard of excellence”となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTLおよびそのメンバーファームについての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性があります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的な事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited